

木遊び規約

(2022年11月末改訂)

1. 本規約について

(1) 本規約の適用について

この規約(本規約)は、『木遊び』への入会申込み及び『木遊び』の利用に関する一切の場合について適用され、会員または会員になろうとする者は、『木遊び』への入会を申し込んだ時点で、本規約の内容に同意し、本規約を、『木遊び』の管理人と自らとの契約の内容とすることを合意するものとします。

(2) 本規約の変更等

本規約の変更、追加、修正、削除等(以下、「変更等」といいます)の必要が生じた場合、管理人は、変更等を行う前の本規約の目的に反しない範囲において、合理的かつ相当な本規約の変更等を行うことがあります。

2. 会員について

(1) コースを利用するには

『木遊び』が提供する各コースを利用するには、『木遊び』の会員になってください。

(2) 会員になるには

『木遊び』の会員になるには、本規約に同意の上、「『木遊び』入会申込書」に必要事項を記載し『木遊び』の管理人にお渡しください。

(3) 利用料

『木遊び』の利用料月額が 15,000 円で、前月末までに別途指定する銀行口座へお振込みください。
『木遊び』入会の際の入会金は無料です。

(4) 退会について

管理人は、会員が、会員であることを不適格と判断した場合(利用料の全額または一部の支払を遅延した場合、本規約に違反した場合を含みますが、これに限りません)には、退会していただきますので、ご了承ください。

また、退会を希望される方は、『木遊び』管理人にその旨をお知らせください。

退会した場合、既に支払い済の利用料は返金いたしません。

3. 『木遊び』において

(1) 禁煙

『木遊び』の建物内は禁煙です。

(2) 名札

建物内では、『木遊び』がお渡しする名札を着用してください。また、退館時には、名札を名札板に戻してお帰りください。

(3) 道具箱と材木置き場

道具箱(樹脂製ケース 3 個)と材木置き場を使うことができます。

(4) 材木

材木を保管する場合には、材木にチョークなどで名前を書いた上で、1 階の材木置き場に置いてください。

(5) 制作中のもの

2 階の窓際にある棚に置いてください。

(6) 2 階トイレ

トイレをきれいな状態に維持するために男性も座って利用ください。

(7) 駐車場

『木遊び』に駐車場はありませんので、近隣のコイン・パーキングなどを利用ください。

大きな材木の搬入、大きな作品の搬出などで駐車場利用を希望の場合は、メールで管理人にお知らせください。

(8) ケガ

『木遊び』では会員向けの傷害保険には加入しておらず、ケガは会員の自己責任となります。

工房内での事故(作業中の事故を含みますが、これに限りません)、その他一切のトラブル(会員間のトラブルを含みますが、これに限りません)について、『木遊び』の管理人は責任を負いません。

なお、ケガをした場合には、『木遊び』に準備してある「救急箱」の薬やテープで応急処置してください。

(9) 作業時間帯

『木遊び』の周囲には民家が密集していることもあり、『木遊び』における作業時間帯を午前 9 時から午後 9 時までとし、午後 7 時以降、大きな音を出す作業(電動工具、集塵機を使う、金鋸で鑿を叩くなど)は禁止します。

(10) ゴミの分別

端材、生活ゴミなどは横浜市ゴミ分別ルール及び『木遊び』ゴミ分別ルールに従い分別してください。

4. 作業台について

(1) 整理整頓

作業台を使ったら周囲の木くずなどは、各作業台に備え付けのブラシなどで集めてゴミ箱に捨ててください。各階にある小型の掃除機を使うこともできます。

(2) 作業台の保護

作業台の上で材にノミで穴をあける、材を鋸で切る場合など、刃物で作業台を傷つけないように下に板を敷いて作業してください。

5. 電動工具について

(1) 整理整頓

電動工具を使ったら周囲の木くずなどは、各工具台に備え付けのブラシなどで集めてゴミ箱に捨ててください。各階にある小型の掃除機を使うこともできます。

(2) 講習会

『木遊び』が保有する電動工具を使う場合には、それぞれの工具の使い方や注意点を説明する「電動工具講習会」を受講してください。この講習会を受講していない場合、ご自身と周囲の安全のため、電動工具は使用できません。

また、講習会受講後、電動工具を最初に使う際には、必ず、経験者と一緒にご使用ください。

(3) 2階では電動工具使用禁止

作業環境をきれいに保つために、2階では電動工具は使用禁止です。サンダー、ドライバーなどの小型工具も含め、電動工具は全て1階で使用ください。

(4) ドリルの刃など

ドリルの刃、木工旋盤用ターニング・ツールなど、『木遊び』が用意していないものもありますので、必要なものを購入の上、電動工具を利用ください。

(5) 電動工具などを壊してしまったら

電動工具や刃物などを壊した場合には、速やかに管理人にお知らせください。

以上